

## 議案第 2 号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正  
について

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙の  
とおり改正する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

### 別 紙

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す  
る条例

### 提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に  
より議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年亀山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第1項の表1の項中「371,000円」を「373,000円」に改め、同表2の項中「419,000円」を「421,000円」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる前項の給料表の号給に応じ、当該各号に定める場合とする。

- (1) 1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
- (2) 2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
- (3) 3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
- (4) 4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
- (5) 5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
- (6) 6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合

(7) 7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合

第8条第2項中「100分の157.5」を「100分の165」に改める。

第9条第1項の表1級の項中「186,500円」を「187,300円」に改め、同表2級の項中「214,000円」を「214,800円」に改め、同表3級の項中「254,000円」を「254,800円」に改め、同表4級の項中「273,400円」を「274,200円」に改め、同表5級の項中「288,500円」を「289,300円」に改め、同表6級の項中「313,900円」を「314,700円」に改め、同表7級の項中「355,600円」を「356,400円」に改め、同表に次のように加える。

8級	389,500円
----	----------

第9条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、特定業務等従事任期付職員の職務の級を、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な職務の内容は、給与条例第4条第2項の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。